平成２１年（再イ）第８２号
岡山市北区山科町50番地12　プリマベーラ107号室
再生債務者　末長　広之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第８４号
岡山市北区奉還町１丁目10番33号　明和マンション401号
再生債務者　有馬　隆博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第２４号
福岡県行橋市西宮市２丁目18番28号
再生債務者　寺田　敦朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２１年（再イ）第５８号
函館市神山３丁目55番16号
再生債務者　小澤　和子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日　函館地方裁判所

平成２１年（再イ）第５９号
函館市高松町533番地42
再生債務者　木村　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日　函館地方裁判所

平成２１年（再イ）第２０号
長野市大字長野字新町2598番地イ
再生債務者　朝倉　公二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日
長野地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第４７号
滋賀県彦根市西今町770番地17
再生債務者　インテリアＷＡＤＡこと　和田　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月27日　大津地方裁判所彦根支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉地域支社公告第５号

平成22年３月22日に執行する佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 22 年２月９日
独立行政法人都市再生機構千葉地域支社
地域支社長　木村　重夫
記
1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　８人

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第６号

柏崎都市計画事業柏崎駅前土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日を平成22年５月９日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定に基づき、公告する。

また、この選挙についての選挙人名簿を、下記のとおり縦覧に供するので、同令第21条第２項において準用する同令第３条の規定に基づき、公告する。

平成 22 年２月９日
独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長　根岸　　尚
記
1　縦覧開始の日　平成22年３月２日
（縦覧期間２週間）
2　縦覧時間　午前９時15分から
午後５時40分まで
3　縦覧場所　柏崎市駅前二丁目２番41号
独立行政法人都市再生機構
柏崎都市再生事務所

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記
1．懲戒の処分をした弁護士会　新潟県弁護士会
2．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　鈴木　勝紀
登録番号　14774
事 務 所　新潟県新潟市中央区西堀前通一番町703西堀一番町ビル501
鈴木勝紀法律事務所
3．懲戒の処分の内容　戒告
4．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成21年12月25日
平成 22 年１月 20 日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記
1．懲戒の処分をした弁護士会　第二東京弁護士会
2．懲戒を受けた弁護士
氏　　名　佐々木英雄
登録番号　27014
事 務 所　東京都千代田区五番町５－６ビラカーサ409
佐々木英雄法律事務所
3．懲戒の処分の内容　業務停止１月
4．懲戒の処分が効力を生じた年月日
平成22年１月13日
平成 22 年１月 20 日　日本弁護士連合会

東京都港区公債償還公告

抽せんの結果、東京都港区公債を次のとおり償還いたします。

銘　　柄	償還期日	償還金額	10万円券	100万円券	1000万円券
平成11年度第１回	平成22年３月20日	23,200千円	22・23	８・９ 32	13 18

平成 22 年２月９日　港　　区

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳代、身長175㎝位、体重65kg位のやせ型、頭髪は黒髪色のやや長めの男性、着衣は茶色フード付ダウンパーカー、白色フリース、青色ジーンズ、遺留金品等は黒色長財布、黒のショルダーバック、札幌市内の地図、銀縁の近視用眼鏡、ipodを所持

上記の者は、平成22年１月５日、占冠村字占冠の屋外駐車場で、俯せに倒れている状態で発見された。１月４日にＪＲ新夕張駅から占冠駅まで乗車したことが判明しており、同日午後９時頃、占冠駅付近を歩行しているのを目撃されています。検死の結果、死亡日時は平成22年１月５日早朝、死因は青壮年急死症候群と推定。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は占冠村で保管しておりますので、心当たりの方は当村総務課住民税務グループ社会福祉担当までお申し出下さい。

平成 22 年２月９日
北海道　　勇払郡占冠村長　中村　　博